

## 防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築

### 1 防衛省における情報保全事案の頻発

(1) 防衛省<sup>1</sup>は、保有する特定秘密である情報を記録する行政文書（以下「特定秘密文書」という。）の数が256,034件で政府全体の約38%を占め、また、適性評価を経た職員数が122,253人で政府全体の約94%であるなど、政府において最も特定秘密制度を運用している機関<sup>2</sup>である。そのため、政府の中で最も厳格に特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）を施行すべき責務を負っている。

(2) しかしながら、令和4年12月26日、特定秘密保護法の施行（平成26年12月10日）以降初となる退職自衛官への特定秘密の漏えい事案の発生について公表するに至り、衆議院及び参議院情報監視審査会からは、退職自衛隊員に情勢ブリーフィングを行う際の厳格な規範を設けること等を内容とする初の勧告が発出された。

また、令和5年に入り、部外への流出はないものの、自衛隊の部内における特定秘密の漏えい事案が海上自衛隊及び陸上自衛隊において新たに確認された。これを受け、適性評価の実施状況を一括管理し、手続未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を含め、当該事案を踏まえた再発防止策を本年4月26日に公表すると同時に、防衛大臣指示により特定秘密保護法に基づく関連規則が適切に運用されているか改めて点検することとした。

その結果、護衛艦の戦闘指揮所（CIC）において適性評価未実施の隊員が特定秘密を知り得る状態に置かれていた事案35件及び防衛装備庁からの転入に伴って適性評価を実施することなく特定秘密取扱職員に指名した事案を含め、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案が43件確認されたほか、特定秘密の管理に係る手続に瑕疵があった事案が15件確認され、本年7月12日に公表するとともに、事務次官、各幕僚長及び情報本部長を含め、総数121名にのぼる懲戒処分等を行った。

(3) 以上のような防衛省における情報保全事案の公表を受け、衆議院及び参議院情報監視審査会からは、「当審査会の令和5年の勧告を重く受け止めず、特定秘密の保全に真摯に取り組んでこなかったことの証左」、「我が国の情報保全体制に対する信頼を著しく損

<sup>1</sup> 防衛省には防衛省本省及び防衛装備庁が置かれており、防衛省本省と防衛装備庁は国家行政組織法（平成23年法律第120号）及び特定秘密保護法上別の国の行政機関である。ここに掲げた件数等はいずれも防衛省本省と防衛装備庁を合わせた防衛省の数字である。

<sup>2</sup> 令和5年末時点で、防衛省における特定秘密の指定の数は451件（政府全体の60.1%）であり、内訳は、防衛省本省が429件（57.1%）、防衛装備庁が22件（2.9%）。また、防衛省における特定秘密が記録された行政文書の数は256,034件（政府全体の37.5%）であり、内訳は、防衛省本省が255,482件（37.4%）、防衛装備庁が552件（0.08%）である。さらに、防衛省における特定秘密を取り扱える職員の数も122,253人（政府全体の93.5%）であり、内訳は、防衛省本省が121,302人（92.8%）、防衛装備庁が951人（0.73%）である。

なう事案が立て続けに生じたことは極めて遺憾である」との厳しい指摘を受けるとともに、情報保全及び教育に対する意識の著しい欠如、特定秘密制度に関する知識の不足や誤った理解、幹部自衛官の遵法意識の欠如、自衛隊に特有の執務環境への考慮不足、慢性的な人手不足といった組織的・構造的な問題がある、今般確認された事案のほかに特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか防衛省全体で徹底調査すべき旨の指摘を受けるに至った。

- (4) その後の本年8月、衆議院及び参議院情報監視審査会のこれら勧告を踏まえ、大規模な定期異動の時期を迎えたのを機に、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について、各機関と要領を調整して確認手法や確認対象期間を確定した上で改めて全省的な点検を実施した。

その結果、本年7月12日に公表した事案と構造及び性質が同一のもの、すなわち、他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施せずに特定秘密取扱職員に指名していた事案（以下「異動関連事案」という。）が多数確認された。

また、本年7月の公表時に今後の事実関係の確認が必要であるとした二つの案件の調査を進めた結果、本来特定秘密を取り扱えない防衛省中央OAネットワーク・システム（以下「省OA」という。）上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存された事案（以下「共有フォルダ事案」という。）及び陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において特定秘密文書が誤廃棄された事案（以下「学校事案」という。）が確認された。

さらに、新たに把握した事案として、航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第4収隊において特定秘密情報を含む音声情報が特定秘密管理者の許可を得ずに録音された事案（以下「4収隊事案」という。）が確認された。

- (5) 今般の事案の詳細については以下2において詳細に述べることにするが、防衛省としては、特定秘密保護法の施行から約10年を経て制度運用における緊張感が薄れてきたのではないかと、また、再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかと問題意識を持ちつつ、今般の事案の調査を進めた。その上で、勧告が指摘する組織的・構造的な問題の所在を掘り下げて特定する（以下3参照）とともに、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいくこととし、真に実効性のある再発防止策を構築すること（以下4参照）とした。

## 2 今般の各情報保全事案の概要及び発生原因の考察

### (1) 異動関連事案

#### ア 事案の概要

本件事案は、本年7月に公表した防衛装備庁からの転入に係る事案と構造及び性質が同一であり、他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施せずに特定秘密取扱職員に指名していたものである。具体的な件数は、①適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名した事案（特定秘密の管理に係る手続に瑕疵のある事案）が69件、②適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名したことに加えて特定秘密を実際に取り扱わせた事案（特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案）が3

2件である。その内訳は、①については、内部部局1件、陸上自衛隊38件（他の行政機関から異動してきた職員でない者が特定秘密取扱職員に指名されていた事案1件を含む。）、海上自衛隊17件、航空自衛隊6件、統合幕僚監部（以下「統幕」という。）・統合部隊5件、情報本部1件、北関東防衛局1件であった。また、②については、陸上自衛隊27件、海上自衛隊4件、統幕1件であった。

#### イ 事案の調査結果

調査の結果、事案が生じた部署又は部隊等の多くの特定秘密管理者補等において、過去に防衛省本省において適性評価を受けていたとしても他の行政機関から異動してきた職員に特定秘密を取り扱わせるためには新たに適性評価を行わなければならないという特定秘密保護法上の要請が十分に理解されていなかったことが判明した。また、一部の特定秘密管理者補等には、そもそも、防衛装備庁が法律上は別の行政機関であるとの認識がなかったことも確認された。これらのほか、陸上・海上・航空幕僚監部が各部隊等向けに整備していた適性評価の実施状況を確認するためのデータベースにおいて、他の行政機関に異動した職員の適性評価の有効期限等がリセットされておらず、引き続き表示されていた例が多数生じていたことも判明した。

#### ウ 事案の発生原因

- 教育の在り方：他の行政機関から異動してきた職員が特定秘密を取り扱うには新たに適性評価を行う必要があるとの制度知識が実務に足る水準で根付くには教育が徹底される必要がある。しかしながら、個々の職員の役割等にかかわらず総花的・画一的な教育がなされ、特定秘密管理者補等の実務に直結したものとなっていなかった。また、これに加え、個々の職員に対する教育の到達度の検証も不十分であった。
- 制度の活用不足：防衛装備庁を含む他の行政機関から異動してきた職員について、過去の適性評価の情報を相互活用できる仕組みが「特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令」（平成26年防衛省訓令第65号）第18条の2に規定されている。しかしながら、他の行政機関から異動してきた職員は適性評価を実施しなければならないとの知識がそもそも希薄であるため、訓令の規定についても適性評価実施担当者において十分に認識されていなかった。さらに、当該規定に係る適用の判断基準、手続要領等も明確化されていないため、防衛省として十分に活用されていなかった。
- ヒューマン・エラーへの対応：他の行政機関との人事異動について、人事部局と情報保全部局との連携や情報共有が必ずしも十分ではなく、職員の異動に係る情報が各幕僚監部のデータベースに適時適切に反映されなかった。さらに、適性評価の実施状況の管理や特定秘密取扱職員の指名においてデジタル化・自動化がそもそも進んでおらず、当然起こり得るヒューマン・エラーが適切に正される環境が整備されていなかった。

#### エ 事案の把握漏れの原因

本年7月の公表までに実施した点検作業に際し、内部部局は航空幕僚監部（以下「空幕」という。）から、防衛装備庁から異動してきた職員について適性評価を実施せず

に特定秘密取扱職員に指名していた事案が確認された旨の連絡を5月末頃に受けていた。これを受け、内部部局が各機関に対して同種事案の確認依頼を行ったが、その際、他の行政機関から異動してきた職員の適性評価の実施状況を確認すべきと伝えたのみであり、また、具体的な適性評価の実施状況の確認手法、対象期間などについての内部部局と各機関との十分な意思疎通を欠いていた。その結果、各機関での確認作業が不十分なものとなり、判明した事案は、空幕のほかは統幕の1件のみに留まった。

その後、事故調査報告書案の調整過程にあった6月下旬頃には、内部部局としても空幕の適性評価に係るデータベースに分かりにくさがあったことが事案発生の要因の一つであり、その是正、データベースの適切な更新及び人事部局と情報保全部局との密接な連携が再発防止策であることについて把握するに至ったが、その点について他の幕僚監部等と情報を共有し、データベースに係る問題があり得るとの観点からの検討を行わなかったため、同種の事案を7月の公表時点において確認するに至らなかった。

## (2) 共有フォルダ事案（7月の公表時に今後の事実関係の確認が必要としたもの）

### ア 事案の概要

本件事案については、本年7月の公表時には省OA上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データ（以下「当該データ」という。）が保存されていたことのみ把握していた。その後の調査により当該データの移動履歴を追跡したところ、当該データは令和3年3月頃に省OA上の陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）防衛課が管理する共有フォルダに保存され、同課の職員が知り得る状態に置かれていたと見られること、また、令和4年10月4日に当該データが省OA上の別の課室が管理する共有フォルダに複製され、同日から本年6月24日までの間多数の者が知り得る状態に置かれていたことが判明した。

### イ 事案の調査結果

当該データが省OAに保存された経緯等について調査を行ったところ、以下の事項が判明した（別図参照）。

- ① 当該データは、令和3年3月に情報本部が陸幕情報課にDVDで配布した特定秘密文書であることが確認された。
- ② 当該データは、陸幕情報課に配布された際に特定秘密の取扱いが可能な端末に一時的に保存され、陸幕情報課の職員Aが当該端末からUSBメモリに当該データを複製したと推定される。
- ③ 職員Aは、平素から陸幕防衛課研究室の職員BにUSBメモリを使用して情報資料を提供していたところ、当該データは他の情報資料の中に混在する形で職員Bに提供されたと推定される。その後、職員Bは、当該データが含まれていることに気づかないまま、USBメモリで提供された情報資料を陸幕防衛課の共有フォルダに一括保存したと推定される。
- ④ 当該データが共有フォルダに保存されているのを発見した陸幕防衛課研究室の職員Cは、当該データを陸幕防衛課研究室の共有フォルダ（以下「特定フォルダ」という。）に保存したと推定される。また、陸幕防衛課研究室の職員Dは、自己の

業務に有益な資料の収集のため各種共有フォルダを検索していたところ、特定フォルダを発見し、中身を確認することなく特定フォルダごと自身の省OA端末に複製したと推定される。

⑤ 令和3年度末の省OAの換装に当たり、職員Dは、自身の省OA端末上のデータの引継ぎのため、当該データを含む各種資料を外付けハードディスクドライブに移行した。また、令和4年2月22日、職員Dは外付けハードディスクドライブから換装後の自身の省OA端末に各種資料を移行した。

⑥ 令和4年10月4日、職員Dは、自身の省OA端末から別の課室の省OA上の共有フォルダにある資料を閲覧していたところ、その際に当該共有フォルダに特定フォルダを複製した。職員Dが当該データを閲覧した証跡は、令和4年2月22日及び同年10月4日を含め、一度も確認されておらず、職員Dは当該データを保有していたこと自体を認知していなかったとみられることから、この複製は職員Dの誤操作によるものであったと推定される。

特定秘密保護法上の漏えいは、他者が特定秘密たる情報を知り得る状態に置くことをもって成立することから、当該データの共有フォルダへの保存は特定秘密保護法上の漏えいに該当する。

#### ウ 事案の発生原因

○ 教育の在り方：機微な情報に日常的に接する情報部署や政策部署に勤務する職員は高い情報保全意識を有している必要がある。それにもかかわらず、情報保全教育の内容が個々の職員の役割等にかかわらず総花的・画一的であったことにより、特定秘密を取り扱うのに必要な遵法精神のほか、そのような部署に所属していることの自覚に裏打ちされた情報保全意識を十分に涵養できていなかった。その結果、当事者Aについては、USBメモリの貸出簿への記載は内部規則どおり行われていたものの、当該USBメモリに当該データを適正な手続を経ずに複製するに至った。また、当事者Bによる機微な情報資料の粗雑な取扱いや当事者Cによる安易な複製についても同様に防げなかった。

○ 検査体制の不備及び監察体制の欠缺：現行の定期検査は、主として関係する簿冊類と特定秘密文書を突合するという紙媒体上の点検が主眼であり、可搬記憶媒体を含む電子機器の点検手法が必ずしも確立されていないため、上記のような特定秘密の不適切な取扱い等について把握することができなかった。また、現在の内部規則では定期検査や情報保全検査は被検査機関や被検査部署が自ら実施することとされており、各機関の情報保全部局や防衛監察本部といった第三者的立場での確認が行われていないほか、抜き打ち検査の体制も不十分であった。

### (3) 学校事案（7月の公表時に今後の事実関係の確認が必要としたもの）

#### ア 事案の概要

本年6月24日、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において、令和元年9月に陸上自衛隊補給統制本部から交付された特定秘密文書1件が所在不明であることが発覚し、調査の結果、当該文書が誤って廃棄されていたことが判明した。

#### イ 事案の調査結果

当時の特定秘密文書の接受担当者は、当該文書を受領した際に適正な接受及び保管  
手続を行うことなく文書保管庫に保管したこと、また、概ね月初めに文書保管庫に保  
管していた廃棄予定文書を一人で細断していたことが確認された。また、同担当者も、  
当該文書については他の廃棄文書と共に誤って廃棄したかもしれない旨証言した。

#### ウ 事案の発生原因

教育の在り方：接受担当者は特定秘密文書を受領した際に接受簿に記載するとい  
う初歩的・基本的な業務を怠っており、特定秘密を取り扱う保護業務担当者として必  
要な遵法精神や情報保全意識を十分に涵養できていなかった。また、特定秘密文書の  
接受を担当する者は、特定秘密及び公文書管理に係る規則の双方の知識を有機的に  
体得している必要があるところ、従来の情報保全教育は公文書管理に係る教育との  
接続が意識されていないことに加え、特定秘密と公文書管理の双方について実務に  
足りる知識を有機的に体得しているかについての確認も不十分であった。

### (4) 4 収隊事案

#### ア 事案の概要

本年8月15日、航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第4収集隊における特定秘  
密の不適切な取扱いについての情報提供が防衛省に寄せられたことを受けて調査を  
行った結果、同部隊の幹部自衛官1名が不適正な特定秘密情報の録音を複数の部下隊  
員に指示していたこと等が判明した。

なお、当該部隊は航空作戦情報の収集を任務としており、当該複数の部下隊員は毎  
日、部隊指揮官等に特定秘密情報が含まれるブリーフィングを実施している。

#### イ 事案の調査結果

当該幹部自衛官は、本年1月下旬以降、ブリーフィング技能の向上のためブリー  
フィング内容をICレコーダーに録音して聞き直すよう複数の部下隊員に指示してい  
たこと、また、これを受けて数名の部下隊員が実際にICレコーダーにブリーフィ  
ング内容を録音したことが判明した。さらに、当該ICレコーダーへの特定秘密の録音  
は許可されていなかったが、当該幹部自衛官は情報保全区画において録音して聞き直  
した直後に消去すれば問題ないとの認識を持っていたことも判明した。

#### ウ 事案の発生原因

教育の在り方：特定秘密情報を含むブリーフィングの技能向上が必要であるとし  
ても、その場合はICレコーダーを用いず技能を磨くか、又は特定秘密管理者の許可  
を得た上でICレコーダーに録音しなければならなかった。しかしながら、当該幹部  
自衛官は後者の手続を意図的に怠っており、情報保全教育を通じて幹部自衛官とし  
て特定秘密を取り扱うのに必要な遵法精神や情報保全意識が備わっていなかった。

## 3 情報保全事案の原因分析

上記2の情報保全事案を含むこれまでの特定秘密の情報保全事案について、衆議院及び  
参議院情報監視審査会からの勧告も踏まえ、広く事案の原因分析を行ったところ以下の  
とおりである。

### (1) 部隊運用と情報保全の在り方

防衛省・自衛隊は我が国の平和と独立を守ることを任務としており、武力攻撃事態に際しては、特定秘密を含むあらゆる情報を総合的に用いて武力の行使を伴う我が国の防衛のための行動をとることとなる。一方、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。

## (2) 教育の在り方

防衛省の情報保全教育の現状については、衆議院及び参議院情報監視審査会から「これまでの保全教育の内容では特定秘密保護法の趣旨が徹底されておらず不十分」、「防衛省が累次の不適切事案の度に講じてきた保全教育等の実効性に重大な疑念を抱かざるを得ない」との厳しい指摘をそれぞれ受けたところである。防衛省として、かかる指摘を真摯に受け止め、これまでの教育の状況について総括したところ、以下のとおりである。

ア 教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であった。

イ 教育の内容・手法・時期等の現状に鑑みるに、特定秘密保護法を始めとする秘密保全の制度趣旨が徹底されているとは言い難く、これまでの情報保全教育と同様の教育を徹底していくのみでは、情報保全事案の根絶は到底到達し得ない。

ウ また、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていない。

エ さらに、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかった。

## (3) 制度の運用不備及び活用不足

ア 衆議院情報監視審査会から「本漏えい事案等が、通常定期検査とは別の機会に明らかとなっており、これまで実施した定期検査が全く意味をなしていなかった」と指摘されたとおり、現状の定期検査は効果的なものとはなっていなかった。

イ 職員の異動後の適性評価に際しては、内部規則上、防衛省本省と防衛装備庁との間で当該職員の過去の適性評価における情報を相互に活用することができるが、同制度が十分に活用されていないという実態が確認された。また、別の者を特定秘密管理者補に指名できるという代替措置も十分に活用されていない。

## (4) ヒューマン・エラーへの対応

一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊においてまだアナログによる情報保全業務が実施されている。

## (5) 防衛省における情報保全業務体制

ア 防衛省本省では、これまで、防衛政策局調査課情報保全企画室が教育や検査を含む全般的な情報保全制度の構築を担っているが、情報保全は防衛省におけるあらゆる業務の基本であり、全省的に取り組む必要が自明であるところ、一つの室に情報保全業

務を集中させていた現在の体制に限界があったことは否定できない。これは、内部部局・各幕僚監部等・部隊等の間でコミュニケーションギャップが生じ、今般発覚した情報保全上の問題点が今に至るまで長期間認識・是正されなかったことの大きな原因であると考えられる。

イ 防衛省における情報保全の遵守状況の確認は、現状において、各組織がそれぞれ行う定期検査及び各組織の情報保全部局が行う情報保全検査に留まっているほか、全ての機関に対する日常的な監察は行われておらず、監察が不十分な状況にある。

ウ 防衛省における情報保全業務体制においては、衆議院及び参議院情報監視審査会からの勧告で指摘された教育や定期検査を含む特定秘密保護の運用全般について防衛省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していた。

#### 4 原因分析を踏まえたあるべき再発防止策

上記3の原因分析を踏まえ、防衛省として今後実施すべき再発防止の具体策は以下のとおりと考えられる。

##### (1) 部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討

###### ① 部隊運用の実情に即した情報保全の不断の検討

有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施する。また、その後も部隊運用の実情と情報保全制度に乖離がないか不断に検討を行う。

また、以上の情報保全措置の改善については、特定秘密制度を所管する内閣情報調査室とも連携して不断に検証していくこととする。

###### ② 部隊運用を考慮した過不足のない適性評価の実施

特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、例えば、海上自衛隊について言えば、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討の上、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施する。その際、漫然と評価対象者の範囲を広げることがないように留意する。

##### (2) 情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善

###### ① 被教育者のレベルや役職に応じた教育の実施及び知識確認試験等を通じた情報保全教育の全組織への徹底

個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成する。その上で、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への全省的改善に向け、幹部職員を含む防衛省・自衛隊全体の秘密制度に対する正しい理解の浸透及び厳格な規範意識の醸成を徹底する。また、この再編成とも歩調を合わせ、教育の内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験について、引き続き導入に向けて取り組む。

これらの取組については、本年7月に公表した再発防止策により各機関の情報保全

教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各幕僚監部情報関係部長といった審議官・将補級の職員が責任をもって実施する。

② 情報保全に係る人事上の施策の導入

本年度中に、全職員が行う人事評価上の目標設定において情報保全の徹底に係る項目を新たに盛り込む。また、防衛省の情報保全に係る取組を推進する人材を継続的に育成・確保するため、専門的知見を有する自衛官及び事務官等のキャリアパスを構築する。

(3) 既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正

① 特定秘密取扱職員の確実な指名及び適性評価の迅速な実施

人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を行う。また、各機関が定める特定秘密取扱職員名簿の様式について、一部機関では適性評価の有効期限を記載する欄がないため、早急に部内規則を改正して有効期限の記載欄を設ける。

併せて、防衛省本省と防衛装備庁との間の人事異動に際し、転入後に速やかに適性評価を行う必要がある者が多数いることを踏まえ、適性評価に係る情報の相互活用に関する訓令の規定がより使いやすいものとなるよう内部規則を整備する。

② 可搬記憶媒体の使用の原則禁止

可搬記憶媒体への特定秘密情報の新規の格納については、装備品の特性上必須である等部隊運用上の特性に応じた一部の例外を除き、原則的に禁止する。

③ 定期検査に関する運用改善

情報保全業務の電子化・システム化の流れを踏まえ、定期検査の効果を向上させるべく、可搬記憶媒体を含む電子機器に関する点検手法の確立について早急に取りまとめる。

④ 省内共通のクラウドによる秘密区分に応じた厳格な管理・運用

当面の間は、特定秘密情報を取り扱える既存の各種ネットワーク・システムの接続を進めるとともに、端末の数を拡充する。将来的には、航空自衛隊のクラウドにおける取組を全省的に展開し、省内共通のクラウドの下で、特定秘密、省秘、注意等という区分に応じた厳格な管理・運用が可能となるシステムを整備する。

(4) 総合秘密保全システム（仮称）によるヒューマン・エラーの局限

適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの一部運用を今年度中に開始するとともに、来年度以降、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。また、電子錠の導入等による情報保全区画への立入り制限の厳格化を推進する。

(5) 防衛省における情報保全業務体制の強化

① 大臣官房参事官（課長級）の新設による体制の強化

部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を新設し、これにより内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの体

制を構築する。

② 部隊と中央組織との連携強化

各幕僚監部等における適性評価実施担当者の増員・新規指名を行うほか、あらゆる検証・監察や検査の機会を利用して現地部隊の情報保全教育状況の確認や実情の把握を行うなどの施策を通じ、中央組織と現場部隊等との連携を強化する。

③ 公文書監理官への保全監察業務のタスキング

大臣官房公文書監理官に対し、情報保全教育の改善、効果の検証等の責任者としての業務に加え、特定秘密保護法に基づく関連規則が適切に運用されているかについての監察業務を付加する（当該業務を行うときの公文書監理官は「秘密制度監察官」と呼称）。

④ 年度防衛監察の活用

従来からの日常的な隊務における情報保全制度の運用状況の確認や公文書監理官による監察に加え、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用することにより、情報保全事案の再発防止策の実施状況について、より効果的な監察を実施する。

⑤ 外部有識者会議の設置

防衛省として、国民や同盟国の米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復を図るため、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議（仮称）を新たに設置する。今後は、有識者会議による情報保全教育、定期検査の抜本的見直しその他の特定秘密保護の運用全般に関する意見を踏まえ、防衛省の特定秘密の運用全般にわたって実効性のある抜本的な改善を図ることとする。

(6) 特定秘密の漏えい事案等に係る全省的な調査及びその進捗管理

これまでの情報漏えい事案を振り返り、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置を内部規則において具体的に定めるとともに、平素からの教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることとする。また、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに他の機関等に通知して措置を講じることとする。

漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、速やかな衆議院及び参議院情報監視審査会への報告及び対外公表を行う。

(7) 再発防止策のパッケージ化

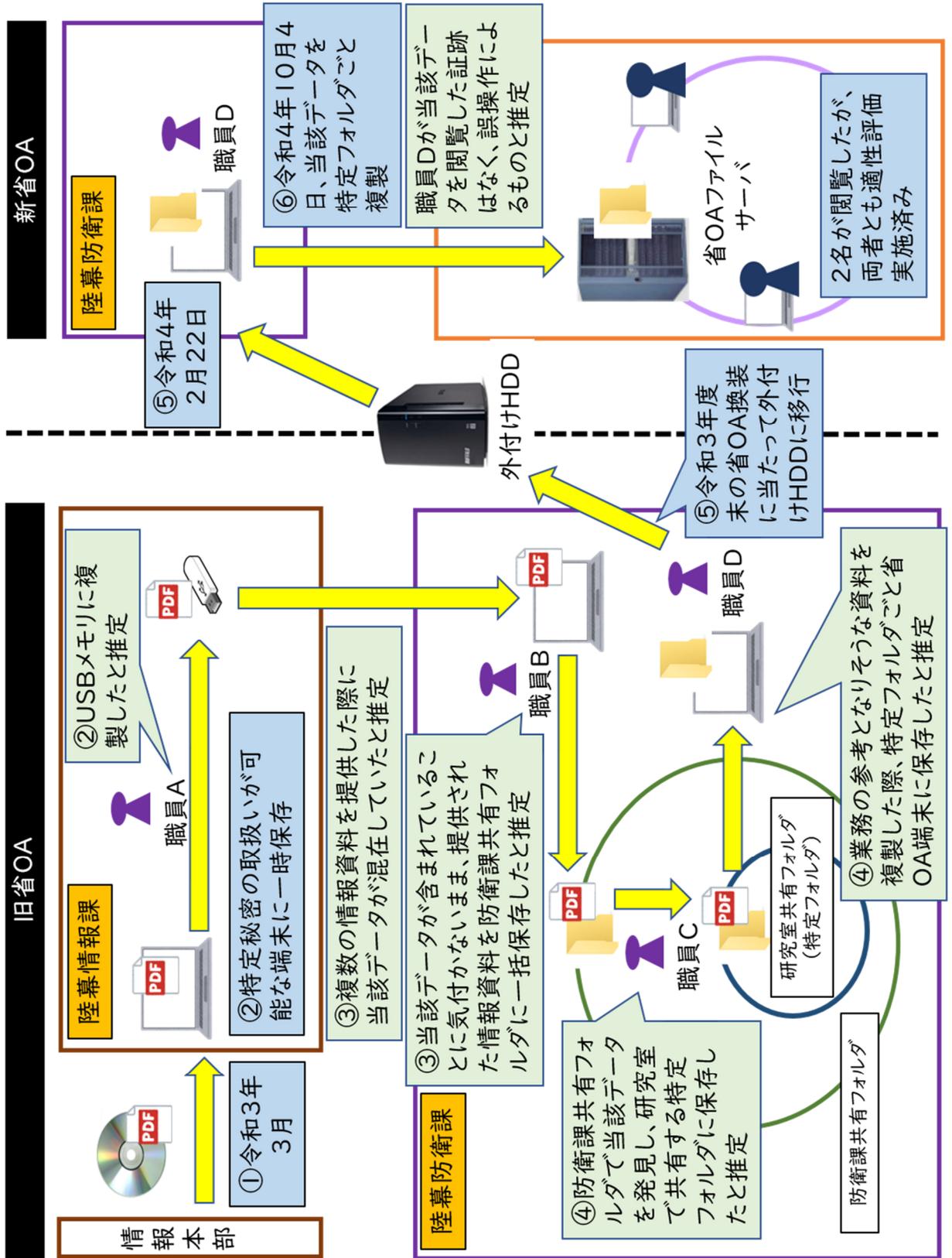
以上の個別の再発防止策について、①教育・制度運用の抜本的改善・検証、②適性評価業務におけるシステム化の推進、③第三者的観点の導入、④組織体制の強化の4つの面から再構築し、防衛省・自衛隊の新たな再発防止策としてパッケージ化して実行することで、再発防止策相互の相乗効果の発生を期待する。

## 5 結語

防衛省は、政府の中で最も厳格に特定秘密保護法を施行すべき責務を負っているにもかかわらず、情報保全事案の発生を繰り返すことで国民からの信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。防衛省としては、かかる事実を重く受け止め、強化していく情報保全体制の下、上記の再発防止策の取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国の米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復を図っていく。また、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していく。

(了)

# 共有フォルダ事案の概要



別図